

第2回臨時 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年2月13日（金）午後1時30分

場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）

5. 閉 会

協議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

新自治体の名称の募集等について、次のとおり提案する。

- 1．新市の名称案募集要項（案）
- 2．新市の名称の決定方法（案）
- 3．新市名称候補選定委員会設置要綱（案）

田沢湖・角館・西木合併協議会 新市の名称案募集要項(案)

(趣旨)

第1条 この要項は、田沢湖町、角館町、西木村がめざす「観光産業を活かした北東北の拠点都市」にふさわしい、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる新市の名称を決定するに当たり、地域住民から新市の名称案を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

(募集の方法等)

第2条 新市の名称案を募集する方法等については、次のとおりとする。

- 1 募集期間は、平成16年3月1日(月)から平成16年3月31日(水)までの31日間とする。
- 2 応募資格は、田沢湖町、角館町、西木村(以下「三町村」という。)に居住する中学生以上の個人とする。
- 3 応募は、一人一名称案に限るものとする。
- 4 募集する名称案は、漢字、ひらがな、カタカナ又はその組み合わせによるものとする。なお、漢字にはふりがなをつけるものとする。
- 5 応募は、専用応募用紙、はがき、封書、ファクシミリ、電子メールにより、合併協議会事務局あてに行うものとする。
- 6 5の応募に当たっては、新市の名称案のほか、名称案の提案理由、応募者の住所、氏名、年齢及び連絡先電話番号を記載するものとする。ただし、名称案の提案理由については、記載を省略できるものとする。

(応募の制限)

第3条 次の各号の一に該当する名称案による応募は行うことができない。

- 1 既に使用されている市名又は今後使用することが決定している市名
- 2 現町村名を単独で用いた市名(新市の名称は、募集結果に「田沢湖」、「角館」、「西木」の三市を加え、合併協議会で協議のうえ決定する。)

(応募の無効)

第4条 次の一に該当する応募は、無効とする。

- 1 新市の名称案、応募者の住所、氏名、年齢、連絡先電話番号のいずれかが記載されていないもの。
- 2 応募者の住所、氏名、年齢、連絡先電話番号の記載に偽りがあると確認されたもの。
- 3 同一人が複数の応募を行ったことが確認された場合
- 4 公序良俗に反すると判断される名称案の場合
- 5 前条各号の一に該当する名称案による応募

(募集結果の公表等)

第5条 募集結果は、公序良俗に反すると判断される名称案を除き、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、三町村の広報紙等で公表する。

(決定方法)

第6条 新市の名称は、募集結果を参考にして、合併協議会において別に定める方法により決定する。なお、応募名称案については、応募者の承諾なしに補正できるものとする。

2 新市の名称は、名称案の応募数により決定するものではない。

(権利の帰属)

第7条 応募された名称案に関する一切の権利は、田沢湖・角館・西木合併協議会を構成する三町村に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第8条 応募者の住所、氏名等は、公表しない。また、他の目的に流用することはできない。

新市の名称の決定方法(案)

田沢湖・角館・西木合併協議会新市の名称案募集要項(以下「募集要項」という。)第6条に規定する新市の名称の決定方法は、次のとおりとする。

第1 新市の名称の選定

新市の名称は、募集要項に基づき応募された新市の名称案(無効とされた名称案を除く。)に、田沢湖市、角館市、西木市の三市名を加えたもの(以下「名称案」という。)のなかから選定する。

第2 第1次選定

- 1 別に定めるところにより、新市名称候補選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会において、30以内の名称案を選定し、これを第1次名称候補とする。

第3 第2次選定

- 1 合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員(以下「出席委員等」という。)が、第1次名称候補のなかから3つ以内を選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位10の名称案を、第2次名称候補とする。ただし、得票数第10位となる名称案が複数あるときは、得票数第10位となる名称案すべてを含めて第2次名称候補とする。
- 3 出席委員等が投票した名称案が10に満たない場合は、委員等が投票したすべての名称案を第2次名称候補とする。

第4 第3次選定

- 1 合併協議会において、出席委員等が、第2次名称候補から1つを選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位5の第2次名称候補を、第3次名称候補とする。ただし、得票数第5位となる名称案が複数あるときは、得票数第5位となる名称案すべてを含めて第3次名称候補とする。
- 3 第2次選定において、第2次名称候補が5以下の場合、そのすべてを第3次名称候補とし、投票は行わない。
- 4 1つの第2次名称候補の得票数が投票総数(無効票を除く。以下同じ。)の3分の2以上となった場合であっても、その第2次名称候補を新市の名称として決定するものではない。

第5 最終選定

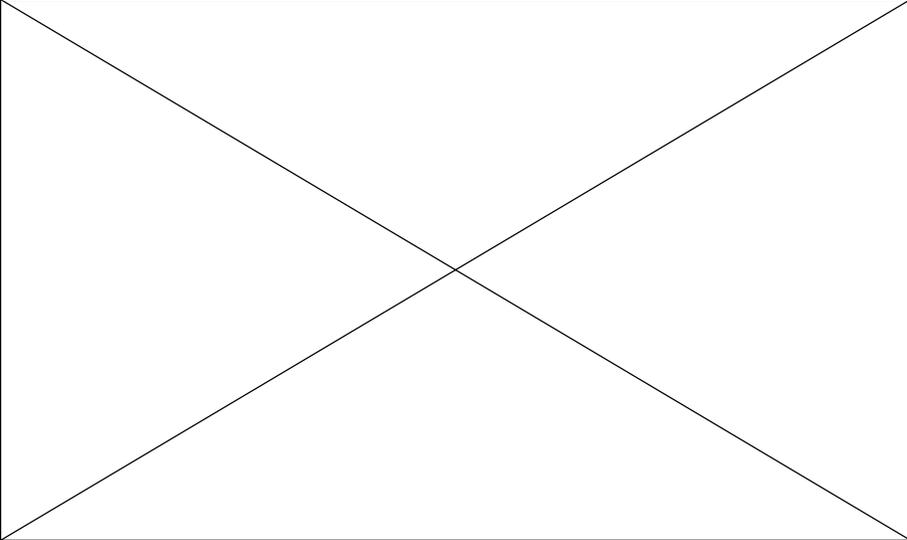
- 1 合併協議会において、第3次名称候補のなかから、協議により、新市の名称を決定する。
- 2 新市の名称を、協議により決定することが困難な場合は、投票により決定するものとし、その方法は、田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 投票は、出席委員等が行う。
 - (2) 投票は、無記名方式により行う。
 - (3) 出席委員等は、第3次名称候補から1つを選び投票する。
 - (4) 投票総数の3分の2以上を得たものを、新市の名称とする。
 - (5) (4)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (6) (5)において、協議により新市の名称を決定することが困難な場合は、得票順位第1位と第2位を対象に再度投票を行い、3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。
 - (7) (6)において、得票順位第1位あるいは第2位の第3次名称候補が複数である場合は、別表により取扱う。
 - (8) (6)あるいは(7)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (9) (8)において、協議により新市の名称を決定することが困難となった場合の、新市の名称の最終的な決定方法については、その際、合併協議会で協議する。

参考 田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって 議事を進めることとする。

別表

	得票順位第2位が1つ	得票順位第2位が2つ以上
得票順位第1位が1つ		<p>得票が同数となった得票順位第2位の第3次名称候補すべてを対象に投票を行う。</p> <p>で最も得票の多かった第3次名称候補（ で得票が同数となった場合は、会長と副会長の協議により1つを選定する。 ）と得票順位第1位を対象に投票を行う。</p> <p>3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。</p>
得票順位第1位が2つ以上	<p>得票が同数となった得票順位第1位の第3次名称候補すべてを対象に投票を行う。</p> <p>3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。</p>	同左

田沢湖・角館・西木合併協議会 新市名称候補選定委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 田沢湖・角館・西木合併協議会新市の名称案募集要項に基づき応募された新市の名称案に田沢湖市、角館市、西木市を加えたもの（以下「名称案」という。）のなかから、新市の名称を選定するにあたり、田沢湖・角館・西木合併協議会（以下「協議会」という。）に新市名称候補選定委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 名称案のなかから30以内の第1次名称候補を選定すること。
- 二 前号の選定に当たっての選定基準の作成に関すること。
- 三 その他協議会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、次の9名をもって組織する。

- 一 協議会委員である田沢湖町、角館町、西木村（以下三町村という。）の教育長
- 二 協議会委員である三町村の協議会規約第7条第3号委員（民間委員）各1名
- 三 協議会委員以外の者で三町村の長が定めた、三町村に居住し学識経験を有する者各1名

2 前項第二号の委員は、三町村の長が指名する。

（役員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（報告）

第6条 委員長は、委員会における選定の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の委員会は、協議会会長が招集する。